

第 90 号議案

佐賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀市議会委員会条例（平成 17 年佐賀市条例第 246 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 総務委員会 9 人

総務部、政策推進部、地域振興部、出納室、固定資産評価審査委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務

(2) 福祉生活委員会 9 人

市民生活部、保健福祉部及び富士大和温泉病院の所管事務

(3) 教育環境委員会 9 人

環境部、こども未来部及び教育委員会の所管事務

(4) 産業建設委員会 9 人

経済部、農林水産部、都市戦略部、建設部、農業委員会、交通局及び上下水道局の所管事務

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日

議会運営委員会

委員長 重 田 音 彦

佐賀市議会議長

山 口 弘 展 様

（提案理由）

常任委員会の名称及び所管を見直す必要があるため、この案を提出する。